

不燃ごみ (もやさないごみ)

4週間に1回

指定ごみ袋収集

対象となるものの一例

調理器具類



ガラス・陶器・食器類



アルミホイル、アルミ容器



刃物類



金属製品類



傘は市指定ごみ袋からはみ出しても回収します

体温計・血圧計



※水銀を含むものについては、拠点回収もご利用いただけます(12ページ)

蛍光管・電球



※水銀を含むものについては、拠点回収もご利用いただけます(12ページ)

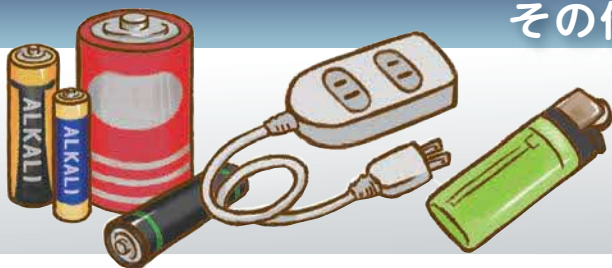
小型電化製品 (最大辺が30cm未満のもの)

※最大の辺が30cm以上のものは月1回の粗大ごみ(有料)になります(14ページ)

小型家電リサイクル法に基づく取組みとして、使用済小型家電の拠点回収を行っています。詳しくは12ページをご覧ください。



その他



乾電池 (ボタン電池や充電式電池は除く)、電気コード、ライター(使い切ったもの)、割れたガラスビン、汚れが落ちないガラスビンや空き缶、乳白色のビンなど

分け方・出し方のルール

- はさみ、包丁などの刃物、割れた食器、蛍光管などは厚手の紙などに包み「キケン」などと表示してください。
- 傘や蛍光管などの長いものは、市指定ごみ袋からはみ出しても上の口を結んで出してください。
- ライターは必ず使い切ってから出してください。※中身が残った状態で、やむなく廃棄せざるを得ない場合は、収集担当課へご連絡ください。
- ボタン電池や充電式電池は、処理施設での爆発火災事故の原因となりますので、不燃ごみとしては収集できません。市の拠点回収をご利用いただくか、家電量販店などの回収場所に出してください(18ページ)
- 不燃ごみで排出されているものの中に、リサイクルできる使用済小型家電が含まれています。使用済小型家電の出し方については12ページをご覧ください。
- ガラスビンの専用回収容器がない場合は、ガラスビンをごみ袋を4週間に1回の不燃ごみの日にまとめて出してください。